

声あかす

区役所一階33番窓口。市政に対する要望や苦情、日常生活の諸問題について、区の職員が話を聞き、解決方法を探る広聴係の窓口です。



あんな声

今月は、この窓口で寄せられる「声」の中から、季節ごとに多く寄せられる声をご紹介します。皆さんの生きた声は、皆さんのまちづくりにとって、貴重な財産です。

春 はカラスの子育ての季節。区役所には「カラスに襲われて怖い」という相談が多く寄せられます。カラスは本来、人を襲う鳥ではありません。しかし、子育ての時期には、巣やひなを守るため攻撃的になります。捕獲してほしいという声も多いのですが、法律では野生鳥獣として保護されており、

むやみに駆除することはできません。子育ての期間は二週間程度といわれています。その間は帽子をかぶる、傘をさすなどの、自己防衛をお願いすることになります。自然界の掃除屋としての役割を担っているカラス。その生態を理解し、木の下を避けて通るなど、共存していくために人間も気を配ることが必要です。

夏 には「隣の空き地の雑草が伸びて困る。所有者を教えてほしい」という相談が増えます。区役所では、個人の情報を正當な手続きなく教えることはできません。土地の所有者を知りたいときは、法務局に出向き、有料で調べることになります。しかし、職員が現地を確認し、対応が必要と判断した場合は、市から所有者に対し、雑草を刈るようお願いする文書（強制力はありません）を出すことができます。になると「空き地にゴミが投棄されている。雪が降る前にきれいにしてほしい」という相談が寄せられます。投棄されたごみは、その土地の所有者が処理しなければなりません。道路や公園など市の土地に投棄されているときは市が処理しますが、それ以外の土地に投棄されているときは、その土地の所有者と話し合うことが必要です。この場合、一口にごみと言ってもその定義は難しいものです。多くの人が「ごみ」だと思っても、土地の所有者が

相談窓口のご案内

- 市政に対する要望や苦情、生活上の一般的な相談
日時 平日の午前8時45分から午後5時15分まで。
場所 区役所1階33番窓口。
- 法律に関することなど、専門的な相談
日時 下表の通り。
場所 区役所1階西側相談コーナー。

相談名	相談日	時間
高齢者職業	月～金曜日	午前9時30分～午後4時
交通事故	月曜日	午前9時30分～午後4時
心配ごと	月曜日	午後1時～4時
家庭生活	火・金曜日	午前10時～午後4時
法律(予約制)	第2・4水曜日	午後1時～(各指定時間)
消費生活	木曜日	午前10時～午後4時
行政	木曜日	午後1時～4時
税	第2金曜日	午後1時～4時

※法律相談は予約制です。相談日の午前9時から、その日の定員8人を電話(889-2400)で先着順に受け付けます。

冬 は「路上駐車をやめさせてほしい」という相談が多く寄せられる時期です。路上駐車を取り締まるのは警察の仕事です。その場所が駐車禁止区域であれば警察へ連絡することになりますが、それ以外の区域では、警察でも取り締まることが難しいのが現状です。

「自分の財産である」と主張した場合は、ごみではありません。ただし、建物の廃材など産業廃棄物については、適正に処理するよう市から指導します。中には「区役所職員の窓口対応が悪い」という苦情もあります。職員にとって耳の痛い話ですが、謙虚に受け止め、皆さんに気持ち良く区役所を利用していただけるよう、接していききたいと思います。

中には「区役所職員の窓口対応が悪い」という苦情もあります。職員にとって耳の痛い話ですが、謙虚に受け止め、皆さんに気持ち良く区役所を利用していただけるよう、接していききたいと思います。